

## 議案第52号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を  
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係
	健康教育課	学校保健・体育係

」

を

「

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	支援教育係
	健康教育課	

」

に、

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

」

を

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	地域教育推進課	
	文化財課	

」

に改める。

第4条の表総務部の部庶務課の項第6号中「事務局指定管理者評価選定委員会」を「事務局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同表学校教育部の部指導課の項第2号及び第4号中「こと」の次に「（支援教育課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第8号を削り、同項第9号中「及び特別支援教育」を削り、「こと」の次に「（支援教育課の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項の次に次のように加える。

#### 支援教育課

- (1) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関する事。
- (2) 不登校対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の運営に関する事。
- (4) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。
- (5) 特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。

第4条の表生涯学習部の部生涯学習推進課の項中第13号及び第14号を削り、同項の次に次のように加える。

#### 地域教育推進課

- (1) 地域の教育力の向上に関する事。
- (2) 学校施設の有効活用に関する事。
- (3) 特別開放施設に関する事。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

組織整備に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条～第2条 略)			○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条～第2条 略)		
(内部組織)			(内部組織)		
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。		
総務部	庶務課 学事課	庶務係 経理係	総務部	庶務課 学事課	庶務係 経理係
教育政策室			教育政策室		
教育環境整備推進室			教育環境整備推進室		
職員部	教職員企画課		職員部	教職員企画課	
	教職員人事課			教職員人事課	
	給与厚生課			給与厚生課	
学校教育部	指導課	指導事務係	学校教育部	指導課	指導事務係 <u>支援教育係</u>
	<u>支援教育課</u>	<u>支援教育係</u>		<b>【新設】</b>	
	健康教育課			健康教育課	<u>学校保健・体育係</u>
健康給食推進室			健康給食推進室		
生涯学習部	生涯学習推進課		生涯学習部	生涯学習推進課	
	<u>地域教育推進課</u>			<b>【新設】</b>	
	文化財課			文化財課	
(事務分掌)			(事務分掌)		
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。			第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。		
総務部			総務部		

改正後	改正前
<p>庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。</li> <li>(2) 儀式、表彰及び交際に関する事。</li> <li>(3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。</li> <li>(4) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。</li> <li>(5) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。</li> <li>(6) <u>事務局民間活用事業者選定評価委員会</u>に関する事。</li> <li>(7) 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(8) 教育行政の相談に関する事。</li> <li>(9) 予算及び決算に関する事。</li> <li>(10) 財務事務の指導に関する事。</li> <li>(11) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。</li> <li>(12) 情報公開制度の総括に関する事。</li> <li>(13) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。</li> <li>(14) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>(15) 事務局内の他の課の所管に属しない事。</li> </ul> <p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童等の就学に関する事。</li> <li>(2) 児童等の就学奨励に関する事。</li> <li>(3) 奨学金に関する事。</li> <li>(4) 学校用物品の調達に関する事。</li> <li>(5) 学校用物品の寄附受納に関する事。</li> <li>(6) 学校財務事務の指導に関する事。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>学校教育部</p>	<p>庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。</li> <li>(2) 儀式、表彰及び交際に関する事。</li> <li>(3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。</li> <li>(4) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。</li> <li>(5) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。</li> <li>(6) <u>事務局指定管理者評価選定委員会</u>に関する事。</li> <li>(7) 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(8) 教育行政の相談に関する事。</li> <li>(9) 予算及び決算に関する事。</li> <li>(10) 財務事務の指導に関する事。</li> <li>(11) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。</li> <li>(12) 情報公開制度の総括に関する事。</li> <li>(13) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。</li> <li>(14) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>(15) 事務局内の他の課の所管に属しない事。</li> </ul> <p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童等の就学に関する事。</li> <li>(2) 児童等の就学奨励に関する事。</li> <li>(3) 奨学金に関する事。</li> <li>(4) 学校用物品の調達に関する事。</li> <li>(5) 学校用物品の寄附受納に関する事。</li> <li>(6) 学校財務事務の指導に関する事。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>学校教育部</p>

改正後	改正前
<p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校の運営に関すること <u>(支援教育課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関すること。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること <u>(支援教育課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) 教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>(6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</p> <p>(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p><u>(8) 学校に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること (支援教育課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(9) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</u></p> <p>支援教育課</p> <p><u>(1) 支援教育 (特別支援教育を含む。) に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不登校対策に関すること (他の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(3) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の運営に関すること。</u></p> <p><u>(4) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>(5) 特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</u></p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 児童等の保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生に関すること。</p>	<p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校の運営に関すること。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関すること。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>(6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</p> <p>(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</p> <p><u>(8) 支援教育 (特別支援教育を含む。) に関すること。</u></p> <p><u>(9) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</u></p> <p><u>(10) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</u></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 児童等の保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関する事。</p> <p>(5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 学校保健会に関する事。</p> <p>(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関する事。</p> <p>(8) 学校体育に関する事。</p> <p>(9) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。</p> <p>(中略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習に係る職員の研修に関する事。</p> <p>(4) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(5) 青少年教育及び成人教育に関する事。</p> <p>(6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関する事。</p> <p>(7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関する事。</p> <p>(8) 図書館に関する事。</p> <p>(9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事。</p> <p>(10) 大ホール等の優先申請利用調整会議に関する事。</p> <p>(11) 青少年教育施設の総括に関する事。</p> <p>(12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関する事。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p><b>【削除】</b></p> <p><u>地域教育推進課</u></p> <p><u>(1) 地域の教育力の向上に関する事。</u></p> <p><u>(2) 学校施設の有効活用に関する事。</u></p>	<p>(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関する事。</p> <p>(5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 学校保健会に関する事。</p> <p>(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関する事。</p> <p>(8) 学校体育に関する事。</p> <p>(9) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。</p> <p>(中略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習に係る職員の研修に関する事。</p> <p>(4) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(5) 青少年教育及び成人教育に関する事。</p> <p>(6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関する事。</p> <p>(7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関する事。</p> <p>(8) 図書館に関する事。</p> <p>(9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事。</p> <p>(10) 大ホール等の優先申請利用調整会議に関する事。</p> <p>(11) 青少年教育施設の総括に関する事。</p> <p>(12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関する事。</p> <p><u>(13) 学校施設の有効活用に関する事。</u></p> <p><u>(14) 特別開放施設に関する事。</u></p> <p><b>【新設】</b></p>



改正後	改正前
<p><u>(3) 特別開放施設に関すること。</u></p> <p>文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。</li> <li>(2) 文化財審議会に関すること。</li> <li>(3) 橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること。</li> <li>(4) 文化財関係団体に関すること。</li> <li>(5) 地名資料の収集及び活用に関すること。</li> <li>(6) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。</li> <li>(7) 博物館の登録等に関すること。</li> </ul> <p>(以下 略)</p>	<p>文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。</li> <li>(2) 文化財審議会に関すること。</li> <li>(3) 橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること。</li> <li>(4) 文化財関係団体に関すること。</li> <li>(5) 地名資料の収集及び活用に関すること。</li> <li>(6) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。</li> <li>(7) 博物館の登録等に関すること。</li> </ul> <p>(以下 略)</p>